プレスリリース

令和８年11月12日
村 山 総 合 支 庁

報道関係者　各位

産業廃棄物排出事業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

１　被処分者

山形県上山市高野字高野原178番地
株式会社志賀浪建設（代表取締役　志賀浪健）

２　処分年月日

令和８年11月12日

３　処分の内容等

（１）処分の内容

改善命令（根拠：法第19条の３）

（２）改善を命じた内容

事業場に保管している被処分者が元請の解体工事により発生した産業廃棄物（木くず、がれき類）について、法施行令第６条第１項第１号ホでその例によることとされた同第３条第１号リの基準を遵守すること。

（３）改善期限

令和８年12月12日

４　改善を命ずる理由

法第12条第１項（産業廃棄物処理基準）違反

被処分者が元請の解体工事により発生した産業廃棄物（木くず、がれき類）を、法施行令第６条第１項第１号ホ（第３条第１号リ（１）（ロ））に規定する必要事項を表示した掲示板が設けられていない場所において保管しているため。

また、保管に伴い汚水の生ずるおそれがある木くずを、法施行令第６条第１項第１号ホ（第３条第１号リ（２）（イ））に規定する底面を不透水性の材料で覆う措置を講じずに保管しているため。

問合せ先
保健福祉環境部環境課
課長補佐（廃棄物対策担当）　菅原
TEL　023-621-8421
広報監　総務企画部長　音山